

平成 17 年 8 月 26 日

狛江市長 矢 野 裕 様

狛江市が交付する補助金の適正化について審議しましたので、次のとおり答申します。

狛江市補助金検討委員会

委員長	大杉 覚
副委員長	栗山 正生
委員	浦田 泉
委員	小俣 三郎
委員	島崎 洋子
委員	角田 益雄
委員	鉄羅 由伽

答 申 書

「狛江市が交付する補助金の適正化について」

狛江市補助金検討委員会

はじめに

市は近年の厳しい社会経済情勢や、地方分権の推進に伴う「三位一体改革」の影響などに対応するため、収支均衡型財政への転換をめざした「行財政基盤確立のための緊急行動計画」を平成 16 年 10 月に策定した。この計画は平成 19 年度までの 3 か年を計画期間とするものであるが、この中に「補助金の見直し」という項目があり、第三者による補助金交付のルール化を図ると計画された。このような背景により、狛江市補助金検討委員会（以下「当委員会」という。）は、平成 16 年 11 月 6 日に市長から、既存の補助事業の妥当性、補助対象事業の選定、補助金の交付に関すること等を内容とした「狛江市が交付する補助金の適正化について」諮問された。

緊急行動計画では平成 17 年度にも補助金の見直しによる削減効果を見込んでいたことから、当委員会は平成 17 年度予算案に補助金の見直しを一部でも反映させるために、平成 17 年 1 月 11 日に「補助金等の交付に関する当面の基本的な考え方について」を中間報告した。市では中間報告で示した「狛江市補助金等評価基準表」に基づき 165 件の補助金等の評価を実施し、その結果は平成 17 年度予算案に反映された。

当委員会では、市の実態に即した答申となるよう、中間報告を現に補助金等の交付を受けている団体に説明し、団体から意見をいただくとともに、団体の実態を把握するためのアンケートを実施した。これらを踏まえて補助金の適正化について審議し、本答申としてまとめたものである。ご協力いただいた多くの団体に、この場を借りて感謝申し上げます。

本答申を補助金の適正化に役立てることで、行財政改革の一助として、公平性と透明性を確保して、効率的に市政運営されることを願うものである。

1. 補助金等の現状

当委員会では以下の定義により「補助金等」を審議の対象とした。

「補助金等」の定義：地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2 に基づき、市が公益上必要であると認めた場合において、市以外のものが行う事業に対して交付する補助金、交付金、利子補給金、その他の給付金で相当の反対給付を受けることなく行う金銭的給付をいう。予算上では、補助金・交付金に分類されるものである。

負担金補助及び交付金

補助金等は予算上では 19 節「負担金補助及び交付金」に分類される。この 19 節は細節として、負担金、補助金及び交付金の三つに区分されている。

負担金 法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなるものであるが、これに区分されて支出されるものはいろいろなものが含まれる。

- ・特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出する場合
- ・一定の事業等について財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担する場合
- ・任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合

補助金 一般的には特定の事業、研究等の育成、助長をするために地方公共団体が公益上必要であると認めた場合に対価なくして支出するものである。補助金として支出されるものは、その名称を例えば奨励金、助成金等といったものでもその実質が補助金と同様のものを計上することになる。

交付金 法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するものであり、委託金が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、本節はもっぱら報償として一方的に交付される点において異なるものである。

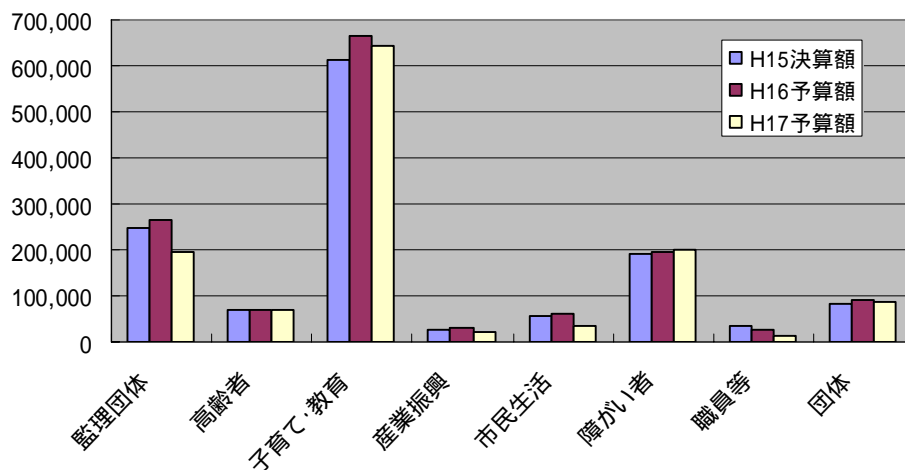
地方財務実務提要から抜粋

1 - 1 市の補助金等の交付状況

市の補助金等の交付状況は、平成16年度では件数が162件、予算額は14億652万4千円となっている。交付目的等で分類したジャンル別、区分別及び期間別の状況は各表のとおりである。

1. ジャンル別 (単位:千円,%)

ジャンル	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	決算額	構成比	件数	予算額	構成比	件数	予算額	構成比	件数
監理団体	247,343	18.8	17	266,829	19.0	17	193,889	15.3	12
高齢者	68,946	5.2	9	69,190	4.9	9	68,948	5.4	7
子育て・教育	614,461	46.7	19	663,197	47.2	19	644,700	50.9	19
産業振興	24,274	1.8	19	31,964	2.3	17	22,941	1.8	15
市民生活	55,391	4.2	23	60,963	4.3	23	36,567	2.9	19
障がい者	190,111	14.4	12	196,512	14.0	14	199,213	15.7	13
職員等	33,320	2.5	16	24,921	1.8	16	13,260	1.0	7
団体	82,219	6.2	41	92,948	6.6	47	87,800	6.9	42
合計	1,316,065	100.0	156	1,406,524	100.0	162	1,267,318	100.0	134

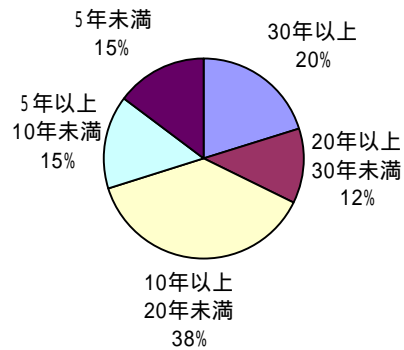


補助金等を便宜的にジャンル別に分類してみた。件数では団体に対する補助金等が各年度とも一番多く、次に市民生活に関する補助金等が多くなっている。金額では子育て・教育に関する補助金等が約半数を占めている。

- ・ 社会福祉協議会、商工会、文化振興事業団、シルバー人材センター、狛江福祉会を監理団体に分類
- ・ 件数は補助金等の種別件数であり、1つの補助金等で複数団体に交付するものもある。
- ・ 15年度は決算額であるが、16・17年度は予算額である。

2. 期間別 (単位:千円, %)

期 間	平成16年度		
	件数	構成比	予算額
30年以上	33	20.4	176,792
20年以上30年未満	19	11.7	22,984
10年以上20年未満	62	38.3	397,460
5年以上10年未満	24	14.8	590,088
5年未満	24	14.8	219,200
合 計	162	100.0	1,406,524

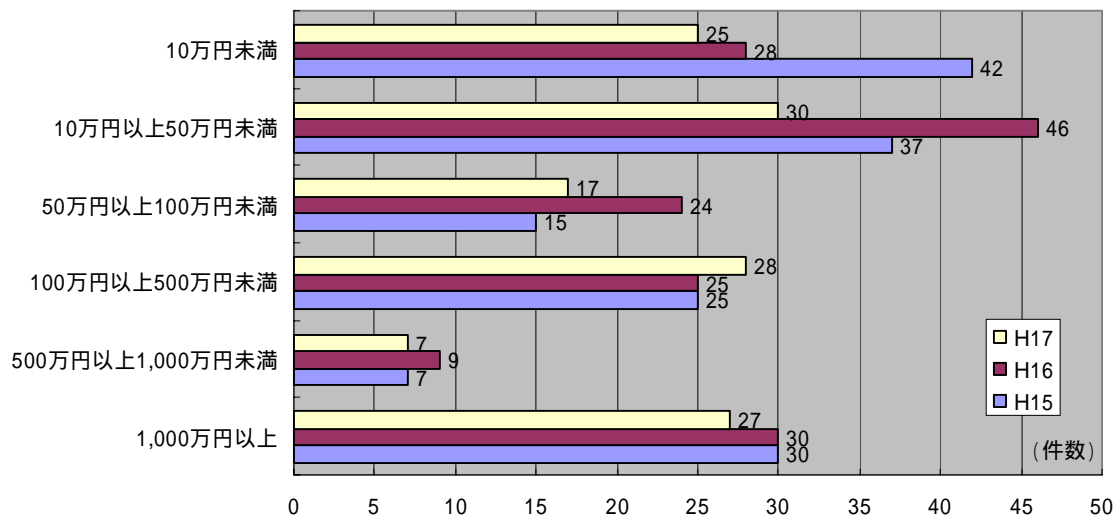


期間別では、平成16年度にある補助金等162件の内、5年未満のものは24件であり、10年以上続いているものが114件と全体の70%以上を占める。

3. 規模別

(単位:千円, %)

補助金額	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	件数	構成比	決算額	件数	構成比	予算額	件数	構成比	予算額
1,000万円以上	30	19.2	1,185,448	30	18.5	1,252,689	27	20.1	1,130,547
500万円以上1,000万円未満	7	4.5	48,335	9	5.6	67,402	7	5.2	49,797
100万円以上500万円未満	25	16.0	61,652	25	15.4	57,917	28	20.9	67,594
50万円以上100万円未満	15	9.6	9,992	24	14.8	15,710	17	12.7	10,830
10万円以上50万円未満	37	23.7	9,694	46	28.4	11,632	30	22.4	7,454
10万円未満	42	26.9	944	28	17.3	1,174	25	18.7	1,096
合 計	156	100.0	1,316,065	162	100.0	1,406,524	134	100.0	1,267,318



規模別の状況を平成16年度で見ると、10万円以上50万円未満が46件と一番多く、次に1,000万円以上が30件と多い。そして10万円未満が28件と続く。

市の平成 16 年度一般会計予算で見ると、総額約 222 億円(減税補てん債の借換分を除く。)に対して、補助金等は約 14 億円が措置され、一般会計に占める割合は 6.3% 程度となっている。

平成 17 年度予算の状況は平成 16 年度予算と比較して、件数は 28 件減少しているが、その内、10 万円以上 100 万円未満の規模が 23 件減少している。予算額は 1 億 3,920 万 6 千円減額されているが、その内、監理団体に対するもので 7,294 万円減額されている。中間報告に基づき平成 17 年度予算に補助金の見直しが反映された結果となっている。

1 - 2 補助金等を交付されている団体の状況

補助金等を交付されている 237 団体に対して、団体の活動や組織、財政規模等について伺い、当委員会の検討資料とするためアンケート調査を実施し、135 団体から回答をいただいた。

法人格の取得状況は、特定非営利活動法人(NPO 法人)が 7 団体、その他、社会福祉法人等が 13 団体あったが、ほとんどは任意の団体であった。

活動分野は「まちづくりに係わる活動」「子どもの健全育成を図る活動」「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が多数を占めた。

会員数は 50 人以上の団体が 67 団体(63%)と多かったが、運営メンバーでは 20 人未満が 61 団体(59%)と多い状況であった。

会則等の制定状況は 111 団体はありと回答されたが、14 団体は会則等がないとの回答結果となった。

財政規模(年間の支出)は 100 万円未満が 64 団体、100 万円以上が 65 団体であったが、500 万円以上の団体が 42 団体あった。支出の内訳は 70%以上を活動・事業費に充てている団体が 60 団体と多かった。収入の内訳は行政からの補助金が 10%未満の団体が 49 団体と一番多かったが、90%以上を行政からの補助金とした団体も 15 団体あった。

詳細は別添資料「補助金に関するアンケート調査結果報告」のとおりである。

2 . 補助金等の交付の適正化

補助金等は特定の政策判断や公益上の必要性に基づき執行されるものである。補助金等の財源は市民の税金であり、市は補助金等として交付することに対して、市民に納得してもらえるように、積極的に情報を公表し、説明責任を果たさなければならない。そして補助金等は、財政的に支援することで市の政策を実現するための手法の一つである。

補助金等の交付を適正に実施するために、市として以下の整備が必要である。

2 - 1 補助金等の交付の前提条件

これまでも補助金等の交付はさまざまな規程に基づき交付されているものであるが、より市民にわかりやすい基準が必要である。補助金等の透明性を確保するため、当委員会では次の3点を補助金等の交付にあたっての前提条件と捉えた。

- (1) 補助金等は、条例、規則、要綱等により、補助の目的、対象事業、対象団体等をあらかじめ明確にし、常に市民に対し公表すること。
- (2) 補助の対象となる事業経費を明確にすること。その際、交際費、飲食費、慰労的な研修に係る経費など、基本的に直接公益的な事業に結びつかない経費や、社会一般通念上公金でまかなうことがふさわしくないと考えられる経費については補助金の交付対象としないこと。
- (3) 補助金申請受付時には、補助金等の交付を受けようとする団体等が補助金の交付基準を満たす団体等であるか審査するとともに、実施しようとする事業の具体的な効果等を申告させること。また、補助事業終了後には報告書等の提出によりこれを客観的に評価するなど、常に事業の検証を行うこと。

2 - 2 補助金等の交付基準

補助金等の交付を決定する場合は、次の各基準を総合的に勘案して、その適否を判断しなければならない。

- (1) 公益性の基準

市の政策目的に合致し、市民の幸せの増進に資するものに限定する。

(2) 公平性の基準

直接の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。

(3) 必要性の基準

事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに適うものである。

(4) 効果・経済性の基準

明確な効果を有し、交付目的を実現する上で最少の費用で最大の効果をもたらすものである。

(5) 適正性の基準

事業計画に沿った活動を行い、適切な会計処理を行っている。

2 - 3 交付団体等への調査・指導・監査

補助金等を交付する担当部署（主管課）は、補助金等の交付を受けて実施する補助事業の執行状況等の把握に努め、必要がある場合には団体等に対して調査を行う。そして、是正の必要があれば改善に向けた指導をしなければならない。また、会計処理に問題があるなど、必要があると認められるときには、監査委員に対して監査の実施を要求する。

問題等が生じた場合には、補助金等を総括する部署（現行組織では企画経営室）に報告するとともに、総括する部署は全体の執行を管理する。

【日本国憲法 第 89 条】

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

【地方自治法 第 199 条第 7 項】

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。

3. 補助金等の見直しの視点

補助金等は特定の政策判断や公益上の必要性に基づき執行されるものであるが、時代の移り変わりとともに、市民生活も変わり、行政需要も多様化してきている。当委員会では多種多様な既存補助金等の制度を見直すにあたり、基本的な考え方として以下の項目に着目すべきと捉えた。ただし、ここに示す視点はあくまでも原則的な考え方であって、例外的な扱いを排除するものではない。個々の補助金等の目的や性格を考慮し、ここに示す視点を当てはめることで、かえって補助金等の本来の目的達成を妨げたりするなど妥当性を欠く場合には、例外的な扱いとすべきものも当然考えられる。そうした補助金等については例外措置とする理由を必ず公表し、市民から十分な理解が得られるようにするものとする。

(1) 10年間以上の長期にわたり交付されてきた補助金等は見直す

長期にわたり交付され続けている補助金等は、環境が変化する中で当初の交付目的が希薄化している恐れがある。また、補助金等の既得権化につながる危険性があるなど、問題を抱えていることが想定される。

(2) 運営費補助は事業費補助へ移行する

団体の運営は自主的・自立的な運営を目指すものであり、設立当初に自立を促す意味での補助は必要であるが、その後は団体が実施する事業に対する補助に切替える必要がある。

(3) 事業費補助は公募型補助金へ移行する

市では平成16年度に「市民公益活動事業補助金(新しい風補助金)」を創設した。この補助金は、先駆的な活動又は特色ある事業に対して、その経費の一部を補助するものであるが、広く事業を募集し、事前書類の提出、公開プレゼンテーションを行い、選考会において、補助金の交付の可否、金額の審査を行っている。このような公募型補助金にすることで、公平性が確保されるうえに、新しいアイデアの発掘や団体間に競争原理が働き団体の成長にもつながる。

(4) 類似補助は整理・統合する

補助金等の目的や対象などが類似する補助金等は、市民から見てわかりにくいものとなっている。整理・統合することで、交付を受ける団体にとっても利用しやすくなる。

(5) 少額な補助金等は見直す

財政支援という補助金等の主旨から見ると、補助金額が極めて少額なものは補助する効果があるのか疑問がある。

(6) 国・都補助への上乗せ・横出しはしない

国や都の補助制度には市の負担もある。その制度にさらに市が一部加算している補助金等は、その理由を明らかにする必要がある。市民にわかりにくい面からも基本的には上乗せ・横出しは行わない。

(7) 個人に対する補助金等は見直す

個人に対する補助金等は公平性に欠ける恐れもあり、効果の検証が難しい面もある。

市では、中間報告で示した「狛江市補助金等評価基準表」を用いて、162件の補助金等の評価を行っている。その結果、廃止された補助金等もいくつかあるが、行財政改革推進本部検討結果では「検討の余地がある」とされたものでも見直しが行われていないものもある。引続き補助金等の制度を見直す必要がある。

4. サンセット方式の導入

補助金等は、時代の変化に伴い、常に見直しを行う必要があるため、あらかじめ補助金等の制度に終期を設定しておく必要がある。終期を設定することで、制度の見直しの契機を確保することができる。このことから、原則としてすべての補助金制度に終期を設けるものとし、終期を設定しない場合には、その理由を公表するものとする。近年、自治体が置かれている環境の変化は著しいが、補助金制度を利用する団体等の利便性も考慮し、終期の設定は5年間とする。

同一団体に対する補助金等

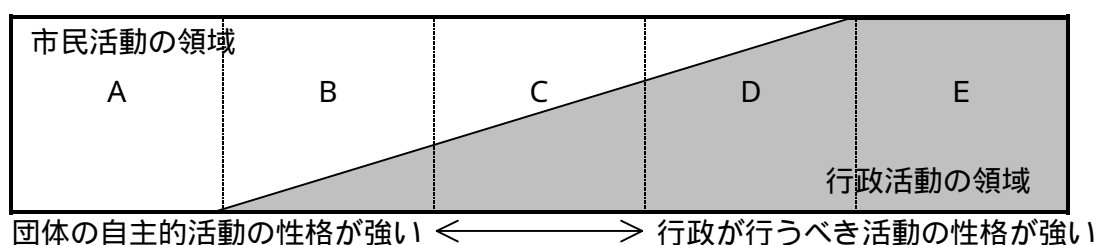
団体等の育成・支援を目的に交付する補助金等は、原則として、同一団体3年間を限度とし、団体の自立促進のためには、段階的に補助率を引き下げることも必要である。

5 . 補助金等の評価

補助金等の適正化を図るうえで、補助金等の交付を受けている団体の事業評価も行われるべきである。以下、評価について提言する。

5 - 1 領域による補助金等の評価

すべての補助金等は評価の対象とされるべきである。しかし、すべての補助金等を同一の基準で評価することには無理が生じる。そこで団体に対する補助金等については、市民活動と行政活動の関係を5つの領域に整理した。



- ・ Aは、趣味生きがい活動や、市に頼らず自らの力で公益活動を行う領域である。
- ・ Bは、自主的に市民公益活動を行う団体を支援するために補助する領域である。
- ・ Cは、行政サービスの一翼を担う市民公益活動を行う団体に補助する領域である。
- ・ Dは、本来、市が行う活動に対し、公益活動を行う団体がその特性や専門性を活かして行政サービスを行う場合に補助する領域（負担・委託的性格が強い）である。
- ・ Eは、市が自ら活動する領域である。

このように分類した場合、実際に補助金等を交付している領域はB・C・Dとなる。

この中でDは、形式的には補助金等として交付しているものであるが、本来は行政が行うべき性格の強い領域であるため委託事業と捉える必要がある。このことからDの領域はすでに市において取り組んでいる事務事業評価によって事業の実施手法が適正であるか等を検証すべきである。

B・Cは補助金等を交付する本来の活動領域となることから、この領域は補助金等として評価する必要がある。この評価は個別の団体ごとに、補助事業について実施すべきである。評価の基準は、資料に示した「狛江市補助金等評価基準表」(中間報告で示したものを一部修正している。)を用いるべきである。

個人に対する補助金等についても評価は必要である。団体等とは別に、評価手法を導入し、その効果を検証すべきものとする。

5 - 2 評価体制等

補助金等の評価は、一次的には補助事業の内容に精通している担当部署が行うものであるが、行政だけの評価に留まらず、広く透明性を確保するためにも第三者による補助金等の評価の実施も必要である。しかし、第三者機関を常設するとなると経費負担も少なくない。そこで、担当部署が行った評価と補助金等の交付を受けた団体が提出する実績報告書を合わせて広く公表することで、市民一人ひとりが第三者として内容を確認することができるような仕組みづくりに努めるべきである。

6 . 第三者機関による集中的な見直し

これまで示した基準等やサンセット方式の導入、評価体制等の仕組みづくりができたとしても、補助金等の見直しを十分なかたちで実現することは容易ではない。そこで、当委員会では集中的な検討の場である第三者機関の設置を提言する。

当委員会では補助金等の制度総体について審議してきた。補助金全般にわたる共通ルールに関する次元といえる。ここでいう第三者機関は、補助金等の制度を個別に審議する機関であり、ある特定の補助金等を交付することになる個別の補助事業そのものの妥当性や、妥当性があっても危機的な財政状況の中で、政策上の優先順位が低く、廃止や縮小されるべき事業ではないかなどについて、集中して検討する機関である。

また、行政が行う補助金等の評価結果を、この第三者機関が確認することで、行政内部も緊張感を持てるという意味もある。

おわりに **協働による政策の実現に向けて**

市は現在、「行財政基盤確立のための緊急行動計画」を策定し、これまで以上に行財政改革に取り組まざるを得ないほど厳しい財政状況に置かれている。これからの行政運営は市だけで実施するのではなく、市民・事業者等と協働して推進することが必要不可欠である。

政策決定に市民等が参加し、その目標を実現する一翼を市民等が担い、推進するための手法の一つとして補助金等はあるべきである。

本答申は検討経過を含めて広く公開される中で委員会がまとめたものである。本答申の趣旨のいっそうの理解を得るためには、一般市民に対してはもちろんのこと、特に補助金等の交付を受けている団体等に対して十分に説明する必要がある。行政のパートナーである団体等の理解のもとに補助金の適正化に向けた具体的な取組を強く期待する次第である。

資 料

- ・ 狛江市補助金等評価基準表
- ・ 狛江市補助金検討委員会設置要綱
- ・ 会議開催経過
- ・ 狛江市補助金検討委員会委員名簿

狛江市補助金等評価基準表

【 評価にあたっては、 - 2点、 - 1点、 0点、 + 1点、 + 2点の5段階とする。】

補助金名		担当部課		
団体名		根拠条例等		
交付基準		判断基準	点数	評価理由
公益性	市の政策目的に合致し、市民の幸せの増進に資するものに限定する。	・市の政策目的に合致し、市民の幸せの増進に資するものか。		
公平性	直接の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。	・他の同種・類似の団体事業に補助金が交付されていないか。又は同種・類似の補助金に比べ多額ではないか。 ・受益者が特定の者に限定され、社会扶助を促進するものではないか。		
必要性	事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに合うものである。	・既に目的を達成したものや終期が到来したものではないか。 ・創設当時に比べ必要性(社会需要及び補助対象)の増減はどうか。(時代ニーズはあるか。)		
効果・経済性	明確な効果を有し、交付目的を実現する上で最少の費用で最大の効果をもたらすものである。	・補助目的に照らし効果が上がっているか。(零細補助で効果がないものではないか。) ・補助効果に比べて補助金額が多額ではないか。 ・補助事業と同種・類似の事務を国又は都が実施しており事務事業が重複していないか。		
適正性	事業計画に沿った活動を行い、適切な会計処理を行っている。	・団体には、定款、その他会則等に目的、名称、役員、会員資産等に関する定めがあるか。市民に対し収支予算書や財産の状況・事業報告の公表に関する定めがあるか。また、これらを公表することができるか。 ・適切な会計処理がされ、補助金はその交付目的どおり使用されているか。 ・自主的運営に委ねることが可能なものではないか。(団体構成員の負担能力及び団体の自己資金(繰越金含む。)の状況) ・団体の構成員から会費を徴収するなど自主財源の確保に努めているか。		
合計				(- 10点 ~ + 10点)
全体評価				

○狛江市補助金検討委員会設置要綱

平成16年9月21日
要綱第63号

改正 平成17年3月31日要綱第56号

(設置)

第1条 狛江市が交付する補助金の適正化を図るとともに、公平性と透明性を確保し、もって財政の効率的運営と行政の発展に資するため、第三者機関として狛江市補助金検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討及び論議し、その結果を取りまとめて市長に報告する。

- (1) 既存の補助事業の妥当性に関すること。
- (2) 補助対象事業の選定に関すること。
- (3) 補助金の交付に関すること。
- (4) その他補助金の適正化に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 2人以内
- (2) 市民 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告が終了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部企画経営室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年3月31日要綱第56号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

会議開催経過

	日 時	場 所	議 題
第 1 回	平成 16 年 11 月 6 日(土) 午後 7 時から	特別会議室	(1) 正副委員長の選任について (2) 現行補助金制度について (3) 今後の委員会の進め方について (4) その他
勉強会	平成 16 年 11 月 22 日(月) 午後 7 時から	502 会議室	
第 2 回	平成 16 年 11 月 27 日(土) 午後 7 時から	特別会議室	(1) 既存補助金の検討について (2) その他
勉強会	平成 16 年 12 月 13 日(月) 午後 7 時から	502 会議室	
第 3 回	平成 16 年 12 月 14 日(火) 午後 7 時から	特別会議室	(1) 公募型補助金の説明 (2) 補助金の交付基準の検討 (3) 補助金の評価基準の検討 (4) その他
第 4 回	平成 16 年 12 月 25 日(土) 午後 2 時から	特別会議室	(1) 補助金の交付基準の策定 (2) 補助金の評価基準の策定 (3) その他
第 5 回	平成 17 年 1 月 8 日(土)	特別会議室	(1) 各課ヒアリングについて (2) 中間報告について (3) アンケート調査について (4) その他
第 6 回	平成 17 年 1 月 18 日(火) 午後 7 時から	小田急線高架下施設 103・104 会議室	(1) 交付基準の市民説明会について (2) その他
第 7 回	平成 17 年 1 月 29 日(土) 午後 4 時から	特別会議室	(1) 評価の概要について (2) アンケート調査の内容検討について (3) その他
第 8 回	平成 17 年 2 月 17 日(木) 午後 7 時から	502・503 会議室	(1) アンケート調査について (2) 課別補助金評価概要について (3) その他
第 9 回	平成 17 年 3 月 18 日(金) 午後 7 時から	502・503 会議室	(1) アンケート調査について (2) その他
第 10 回	平成 17 年 4 月 26 日(火) 午後 7 時から	特別会議室	(1) アンケート調査結果について (2) 最終報告に向けた課題整理について (3) その他
第 11 回	平成 17 年 5 月 30 日(月) 午後 7 時から	特別会議室	(1) 答申の骨格案について (2) その他
第 12 回	平成 17 年 7 月 11 日(月) 午後 6 時から	502・503 会議室	(1) 答申(案)について (2) その他

狛江市補助金検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	選出区分
委員長	大杉 覚	学識経験者
副委員長	栗山 正生	学識経験者
委 員	浦田 泉	市 民
委 員	小俣 三郎	市 民
委 員	島崎 洋子	市 民
委 員	角田 益雄	市 民
委 員	鉄羅 由伽	市 民